河内長野市国民健康保険保健指導事業
プロポーザル実施要領

令和８（2026）年１１月

河内長野市　こどもの未来とウェルビーイング推進局
総合健康部　保険医療課

１．基本的事項

河内長野市（以下「本市」という。）では、国民健康保険被保険者の自主的な健康増進を支援し、被保険者の QOL の向上を通じた将来的な医療費の適正化及び介護予防を図るため、保健指導事業を実施する。

本業務は、特定健康診査の結果等を基に、健康リスクを有する被保険者に対して健康教室への参加を案内し、保健、栄養及び運動等の専門的知見に基づく継続的な健康増進プログラムを提供するものである。

２．業務の概要

（１）業務名

河内長野市国民健康保険保健指導事業（以下「本業務」という。）

（２）対象業務

ア　フレイル予防教室

イ　高血圧糖尿病予防教室

ウ　糖尿病性腎症重症化予防事業（腎症１期２期対象者）

エ　転倒予防教室（二次性骨折予防事業）

（３）業務の内容

「河内長野市国民健康保険保健指導事業仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

（４）提案方法

ア～エの対象業務について、すべての業務を一括して提案すること。

（５）契約期間

契約締結日の翌日から令和１２年３月３１日まで

（６）業務履行期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

（７）提案上限金額

39,793,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※金額は契約額や予定額を示すものではなく、提案にあたっては上記金額を超えないことに留意すること。なお、限度額を超えた提案は無効とする。

> ※本業務は、令和８年１２月補正予算の成立を前提とした事前準備手続きであり、市議会において補正予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

３．参加資格要件

次の各号に掲げる要件の全てに該当する者は参加することができる。

（１）本市の入札等に係る令和８年度有資格者名簿に登録されている者

なお、実施要領の公表時点において登録のない者が上記を満たすためには、次のアからウの要件を満たすものとする。

ア　営業について免許、許可又は登録を要するものにあっては、当該免許、許可又は登録を受けていること。

イ　令和８年４月１日時点で、引き続き 2 年以上その営業を行っていること。

ウ　国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。

（２）地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しない者

（３）本市から指名停止措置等を受けていない者

（４）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反した場合、同法に基づく処分が明らかになった日から３箇月を経過している者

（５）近畿府県外において談合の容疑により会社の代表者、役員又は使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことが明らかになった場合、その日から３箇月を経過している者

（６）河内長野市暴力団排除条例（平成 26 年河内長野市条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する

暴力団に該当せず、かつ会社の代表者、役員及び使用人が同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者

（７）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生計画を認可された者は参加することができる。

（８）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、再生計画を認可された者は参加することができる。

（９）会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者

(10)平成２８年４月以降に、地方公共団体において、特定健康診査の結果等に基づく保健指導、糖尿病性腎症重症化予防、フレイル予防または二次性骨折予防又はこれらに類する健康増進事業のいずれかの受託運用実績を複数有し、この実施要領の公表日までに当該契約を適正に履行した実績又は現在適正に履行中の実績を有すること。

(11) 個人情報の保護に関して、次のいずれかの認証又は認定を受けていること。

ア　プライバシーマーク付与認定（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）

イ　ISO/IEC 27001適合性評価制度の認証

(12) 教室参加に関する案内、問い合わせ及び参加者対応等を行うためのフリーダイヤル以外のコールセンターを事業所内に設置し、市民への問い合わせに早急に対応できる体制を整えること。

(13) 適正に履行するため、保健師、管理栄養士及び健康運動指導士等の有資格者を業務上必要な人数配置できること。

(14) 業者で構成されるグループで応募する場合は、上記(1)から(9)及び(11)は構成員のいずれもが要件を満たしていることとし、(10)及び(12)から(13)は構成員全体として要件を満たしていること。なお、構成員の中から代表者を定めること。

４．プロポーザル実施スケジュール

プロポーザル選考スケジュールは下記のとおりとする。

区分	日程
実施要領の決定（第1回審査会）	令和8年11月24日（火）
実施要領の交付	令和8年11月27日（金）
参加表明書受付期限	令和8年12月11日（金）午後4時30分まで
質問書の受付期限	令和8年12月11日（金）午後4時30分まで
質問書に対する回答	令和8年12月16日（水）
企画提案書の受付期限	令和9年1月19日（火）まで
ヒアリング（概要説明を含む）・第2回審査会	令和9年1月28日（木）
候補者選定日	令和9年1月29日（金）（予定）
業務委託に係る協議	令和9年2月から3月まで
業務委託契約	令和9年3月中

５．プロポーザルの内容

（１）実施要領の交付に関する事項

①交付方法

実施要領の交付は、河内長野市ホームページ上で行う。

（実施要領及び各種申請書類は、河内長野市ホームページからダウンロード可。）

＜事務局＞

河内長野市役所1階総合健康部保険医療課

住所（〒586-8501）大阪府河内長野市原町一丁目１番１号

電話番号0721－53－1111

メールアドレス：hokennenkin@city.kawachinagano.lg.jp

＜市ホームページ＞

URL:https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/7/131442.html

②交付日

令和８年１１月２７日（金）

（２）参加表明書に関する事項

①提出方法

・事務局に持参又は郵送（書留郵便に限る）するものとする。持参の場合、河内長野市役所の閉庁日を除く、各日午前９時から午後４時３０までに提出すること。

②提出書類

・プロポーザル参加表明書（様式第１号）
・共同提案者構成調書（様式第２号）
※グループでの参加の場合
・会社概要書（様式第３号）
※グループの場合は構成員毎に作成し提出
・実績報告書（様式第４号）
※３．参加資格要件（10）を確認
・暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書（様式第５号）
※グループの場合は構成員毎に作成し提出
・直近３年間の経営概要がわかる書類（財務諸表等）
※貸借対照表、損益計算書その他経営内容が明らかとなる資料
※連結決算を作成している場合は、連結貸借対照表、連結損益計算書を含む。
※グループの場合は構成員毎に作成し提出
・プライバシーマーク認証またはISO/IEC27001の登録証の写し
※グループの場合は構成員毎に作成し提出

＜添付書類＞参加資格要件において、本市の入札等に係る令和８年度有資格者名簿に登録の無い者のみ

・法人の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書（３箇月以内に交付されたもの）
※グループの場合は構成員毎に作成し提出（写し可）
・定款、寄付行為
※グループの場合は構成員毎に作成し提出（写し可）
・国税の納税証明書（その３の３）、及び市町村税の未納がないことの証明書
※グループの場合は構成員毎に作成し提出（写し可）
・印鑑証明書
※グループの場合は構成員毎に作成し提出（写し可）

③受付期間

令和８年１１月２７日（金）午前９時から
令和８年１２月１１日（金）午後４時３０分まで
※郵送の場合、令和８年１２月１１日（金）必着。

④提出部数

原本１部、写し２部の計３部

（３）質問書の提出に関する事項

①提出方法

・企画提案書の作成・提出にあたり質疑等がある場合は、事務局あて電子メールで送信することとする。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

②質問書の様式

・様式は自由とするが、電子メールの表題は「河内長野市国民健康保険保健指導事業プロポーザルに関する質問」とすること。（送信データの容量は３ＭＢ以内）
必ず業者名、及び担当者の氏名、連絡先を記入すること。

③受付期間
令和８年１１月２７日（金）午前９時から
令和８年１２月１１日（金）午後４時３０分まで

（４）質問書に対する回答に関する事項
①回答方法
・事務局は、提出された質問事項について、河内長野市ホームページ上に随時回答を公表する。
・質問に対する回答は、実施要領の追加または修正とみなす。
②回答期限（予定）
令和８年１２月１６日（水）

（５）企画提案書の提出に関する事項
①企画提案書の構成
企画提案書は、次に示す項目・内容の順に記載し、それぞれの内容の標題を明確に示すこと。

区分	内容
基本姿勢・業務理解	・本市及び対象者の健康課題、４事業を一括して実施する目的並びにこれらを踏まえた業務実施方針について
実施体制・市民対応	・業務責任者の配置、役割、市との連絡・協議及び緊急時の対応体制について ・各教室に配置する専門職の資格・経験、配置人数及び必要な人員を確保する方法について ・担当者の欠員、災害、感染症等の不測の事態に備えた代替要員の確保、引継ぎ及び業務継続の方法について ・専用フリーダイヤルの受付日時、対応者数、専門職への引継ぎ、電話がつながらない場合の対応、折返し及び対応記録の管理方法について ・Web・電話による申込み、定員管理、キャンセル待ち、参加決定及び欠席連絡等の受付・管理方法について ・市民からの相談、苦情その他の問合せへの対応、対応経過の管理及び市への報告方法について
一体的運営・対象者管理	・健診データ、レセプトデータ及び資格情報を用いた対象者の抽出条件、除外条件、優先順位、候補者リストの作成及び市への確認手順について ・複数事業の対象となる者への案内の重複、案内時期の競合及び支援内容の不整合を防ぐための対象者管理及び事業間連携の方法について
保健指導・教室運営の質	・身体機能、栄養、口腔及び社会参加等を踏まえ、参加者の日常生活におけるフレイル予防につなげる支援内容について ・健診結果の理解、血圧・血糖等の自己管理、生活習慣の改善、目標設定及び振り返りに関する支援内容について ・腎症１期・２期の対象者に対する疾病の理解促進、早期介入の必要性の説明、生活改善及び必要な受療につなげる支援内容について ・骨粗鬆症、骨折・転倒予防、栄養、運動、生活環境及び受療勧奨等に関する支援内容について ・教室名、通知・チラシ、電話勧奨、欠席者フォロー等による参加促進・継続支援並びに指導内容の標準化、資料確認及び指導記録の管理方法について

区分	内容
安全管理・事故対応	・教室内での転倒、けが、体調不良等に備えた事前確認、運動中止の判断、応急対応、救急要請、市への連絡、事故記録及び再発防止の方法について ・個人情報の取扱責任者、アクセス管理、データの授受・保管・返却又は消去、誤発送防止及び情報事故発生時の対応方法について
効果検証	・事業の実績・効果を把握する指標、分析方法、年度ごとの報告・改善及び3年間の総括方法について
業務実績	・自治体等における類似業務の受託実績、業務内容、成果及び事業改善の実績について
提案価格	・見積書（様式第７号）に、消費税を含む３年間の総額並びに年度別内訳を記載すること

②提出方法

・参加表明書を提出した者のみが企画提案書を提出することができる。
・事務局に持参又は郵送（書留郵便に限る）するものとする。
持参の場合、河内長野市役所の閉庁日を除く、各日午前９時から午後４時３０分までに提出すること。
・期限までに提出されなかった場合、参加の意思がないものとして辞退とみなす。
・辞退をした場合であってもその後辞退したことによる不利益は生じない。

③提出書類

・プロポーザル企画提案書（様式第６号）
・見積書（様式第７号）

④受付期間

令和８年１１月２７日（金）午前９時から令和９年１月１９日（火）午後４時３０分まで
※郵送の場合、令和９年１月１９日（火）必着。

⑤提出部数

・上記の書類を順番にＡ４ファイルに綴じたもの６部（原本１部、写し５部）を提出すること。
※写しは、審査委員に提案事業者が分からない様、事業者名等事業者が特定される情報をマスキングすること。

⑥企画提案書作成上の留意事項

・用紙サイズは、Ａ４版縦とし、横書きとすること。
・文字サイズは、１１ポイント以上で作成し、ページ番号を記入すること。
・両面印刷で３０ページ以内（表紙、目次はページ数に含めない）とすること。
なお、イメージ図などでＡ３版を挿入する際は２ページとみなす。
・提案内容は、すべて事業者自ら実現できる範囲内のものとし、具体的に記載すること。
・写しの提出時には審査委員に提案事業者が分からない様、事業者名等事業者が特定される情報をマスキングすること。

（６）候補者の選定に関する事項

①審査委員会

・優先交渉権者の選定は、河内長野市国民健康保険保健指導事業業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が行う。

②選定方法

・審査委員会は、企画提案書提出者を対象に企画提案書及びヒアリングに基づき、下記の審査基準のとおり採点を行い、総合評価点が６０点以上であり、かつ、業務実施体制、個人情報保護及び市民対応体制に係る評価が著しく不十分でない者のうち、最も評価点が高い者を最優秀提案者として選定する。評価点の高い者から順に、最優秀提案者１者、次点提案者１者を選定する。なお、同点の場合は、審査基準の評価項目「提案価格」の得点の高い者を最優

秀提案者とする。「提案価格」の得点も同点の場合は、教室事業の受託実績の多いものを最優秀提案者とする。ただし企画提案書提出者が１者の場合は最優秀提案者１者のみの選定となる。

・企画提案書提出者が３者を超える場合、第１次審査（書類審査）を実施する。第１次審査も、下記の審査基準により評価を行う。

ア 第１次審査は事務局で書類審査を行い、審査委員会において承認のうえ、第１次審査通過団体を選定する。

イ 第１次審査通過団体は、概ね３者を選定する。ただし、同等評価の提出者が３者を超えて存在する場合はこの限りではない。

ウ 第１次審査の結果の連絡は、ヒアリング開催日までに参加表明書に記載された所在地に文書で通知する。

③審査基準

審査委員会は、企画提案書及びヒアリングの内容を踏まえ、次の審査基準により評価を行う。ただし、「提案価格」は、下記に定める算定方法により評価する。

区分	評価内容	配点
基本姿勢・業務理解	・本市及び対象者の健康課題、４事業を一括して実施する目的及び対象者の特性を理解し、本市の事業目的を踏まえた業務実施方針となっているか。	5 点
実施体制・市民対応	・常勤の業務責任者を配置し、市からの照会、打合せ、改善要請及び緊急時の連絡に迅速に対応できる体制が整っているか。 ・仕様書に定める資格・経験を有する専門職を、指定日程及び必要人数に応じて安定して配置できる体制となっているか。 ・担当者又は専門職の欠員、災害、感染症等に備え、代替要員の配置、業務の引継ぎ及び事業継続ができる体制となっているか。 ・受付日時、対応者数、専門職への引継ぎ、電話がつながらない場合の対応、折返し及び対応記録の管理方法が具体的に示されているか。 ・Web・電話による申込み、定員管理、キャンセル待ち、参加決定及び欠席連絡等を、対象者に分かりやすく、正確に処理できる体制となっているか。 ・市民からの相談、苦情その他の問合せに迅速に対応し、対応経過の管理及び市への報告ができる体制となっているか。	30 点
一体的運営・対象者管理	・対象者の抽出条件、除外条件、優先順位、候補者リストの作成及び市への確認手順が適切に示されているか。 ・案内の重複、案内時期の競合及び支援内容の不整合を防ぐため、対象者情報、発送状況及び参加状況等を管理し、事業間で連携できる体制となっているか。	10 点

区分	評価内容	配点
保健指導・教室運営の質	・身体機能、栄養、口腔及び社会参加等を踏まえ、参加者が教室終了後も継続して日常生活におけるフレイル予防の行動を行える、具体的な支援内容となっているか。 ・健診結果の理解、血圧・血糖等の自己管理、生活習慣の改善、目標設定及び振り返りについて、対象者の行動変容につながる具体的な支援内容となっているか。 ・腎症１期・２期の対象者に対し、疾病及び早期介入の必要性を分かりやすく説明し、生活改善及び必要な受療につなげる具体的な支援内容となっているか。 ・骨粗鬆症、骨折・転倒予防、栄養、運動、生活環境及び受療勧奨等を踏まえ、対象者が予防行動及び必要な受療につなげられる具体的な支援内容となっているか。 ・教室名、通知・チラシ、電話勧奨、欠席者フォロー等による参加促進・継続支援が具体的かつ効果的であり、指導内容の標準化、資料確認及び指導記録の管理方法が適切に示されているか。	25 点
安全管理・事故対応	・転倒、けが、体調不良等に備え、事前確認、運動中止の判断、応急対応、救急要請、市への連絡、事故記録及び再発防止の方法が具体的に示されているか。 ・個人情報の取扱責任者、アクセス管理、データの授受・保管・返却又は消去、誤発送防止及び情報事故発生時の対応方法が適切に示されているか。	10 点
効果検証	・事業の実績・効果を把握する指標及び分析方法が適切であり、年度ごとの報告・改善及び３年間の総括方法が具体的に示されているか。	5 点
業務実績	・自治体等における類似業務について、本業務に活用できる受託実績及び事業改善の実績を有しているか。	5 点
提案価格	・消費税を含む３年間の見積総額についての、算定式による経済性の評価。	10 点
合計		**100 点**

・提案価格は、次の算定式により評価する。

価格点 = 最低見積価格 ÷ 当該提案者の見積価格 × 10 点

1. 見積金額は、消費税及び地方消費税を含む３年間の総額とする。
2. 算定結果は、小数点以下第２位まで算出し、小数点以下第２位を四捨五入して小数第１位までとする。
3. 提案上限額を超える提案は無効とする。
4. 見積書には、年度別内訳を記載すること。
5. 見積金額が著しく低額であり、仕様書に定める業務を適正に履行できないおそれがある場合は、見積内訳及びヒアリング内容により履行可能性を確認する。

④ヒアリング

・事務局は、電子メールにてヒアリングへの参加の可否を通知する。

・審査委員会は、事前に提出した企画提案書に基づき、下記のとおりヒアリングを実施する。

区分	留意事項
開催日及び場所	令和９年１月２８日（木）（予定） なお、場所は、河内長野市役所内会議室を予定
時間	５０分以内
内容	提出した企画提案書の概要説明（３０分以内） 企画提案書に対する質疑応答（約２０分）
出席者	３名以内
出席者の条件	優先交渉権者となった場合に、本業務の責任者及び担当者となる予定の者を必ず含むこと。
使用機器等	概要説明にスライド、パワーポイント等使用する場合は、事前に報告するとともに、使用するパソコン、プロジェクター等の機器は各参加者で用意し、当日持参すること。なお、スクリーンは本市で用意する。
備考	ヒアリング時には審査委員に事業者名等の特定ができない様、名札等を外し、持参するスライドや資料内に事業者名の記載が無いよう十分注意すること。

＜辞退する場合＞

・ヒアリングの実施までに参加者の都合により辞退する場合には、書面により（任意様式）記名押印の上、事務局へ持参又は郵送することとする。

・ただし、辞退した場合であっても、その後辞退したことによる不利益は生じない。

⑤審査結果の通知

・選考結果は採否に関わらず、令和９年１月２９日（金）以降に文書で通知する。なお、審査結果は、最優秀提案者（優先交渉権者）の企業名及び採点結果、次点者の採点結果を、令和９年１月２９日（金）以降に河内長野市ホームページに掲載する。

６．契約に関する事項

①契約の締結

・本市は、選定で最優秀提案者となった者と業務内容及び委託金額について協議し、協議が整った場合は、その協議内容に基づき本業務の随意契約を行う。
ただし、最優秀提案者と協議が整わない等の理由で契約が不調となった場合は、次点者を交渉権者として協議を行う。

②契約者

河内長野市

③契約保証金

受託者は、契約保証金の納付又は履行保証保険の加入を行うこと。ただし、河内長野市契約事務規則第44条第2項の1から7号のいずれかに該当する場合は、申請により契約保証金を免除することができる。

・契約保証金の納付をする場合
契約金額の100分の5に相当する額以上を本市に納付すること。

・履行保証保険の契約をする場合
契約金額の100分の5に相当する額以上を保証金額として、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結すること。

７．参加者の欠格に関する事項

・参加者は、以下のいずれかの事項に該当した場合は、失格又は無効とする。

（１） 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
（２） 提出書類に虚偽の記載があった場合
（３） 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
（４） 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

（５） 実施要領に違反すると認められる場合
（６） その他、指示した事項に違反した場合

８．その他

・本プロポーザル選考に参加する費用は、全て参加者の負担とする。
・企画提案書等の提出後の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りに基づく変更又は修正についてはこの限りではない。
・本市が本プロポーザル選考に関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに企画提案書等の内容を無償で使用できるものとする。
・企画提案書等は返却しない。なお、提出された書類は選定以外の用途には使用しない。
・企画提案書等は原則として公開しない。ただし、本プロポーザル選考に係る情報公開請求があった場合は、企画提案書等を公開する場合がある。
・提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法､維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負う。
・本プロポーザルに対し、２以上の提案はできないものとする。
・見積金額は契約金額を保証するものでなく、本業務に係る費用の見込み額とする。
・本プロポーザルは、本業務に対する優れた考え方を有する提案者を選定するものであり、企画提案書の提案内容が事業内容にそのまま採用されるものではない。